

狭山市の公共施設における受動喫煙 防止対策に関する基本方針

1. 背景

健康増進法の一部を改正する法律において、地方公共団体は受動喫煙を防止するための措置を推進することとなり、令和元年7月1日より、「第一種施設」に該当する学校、児童施設、病院、行政機関の庁舎などの施設については、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置した場合を除き、敷地内禁煙となることから、こうしたことを踏まえて、本市の公共施設における受動喫煙防止対策に関する基本方針を定めるものとする。

2. 基本方針

受動喫煙を防止するため、本市の公共施設における喫煙については、次のとおりとする。

- (1) 本市の公共施設においては、原則として、敷地内はすべて禁煙とする。
- (2) 本市の公共施設のうち、次の要件に該当する施設であって、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所が設置されている場合には、当該喫煙場所においては、喫煙することができるものとする。

- ①不特定多数の人が集まり、禁煙とすることにより、周辺への影響が懸念される施設
【該当施設：市役所本庁舎、市民交流センター、市民会館、市民総合体育館、地域スポーツ施設、公園】
- ②飲食ができる休憩スペースを有している施設（喫茶コーナー等は除く）
【該当施設：市民健康文化センター、老人福祉センター、ふれあい健康センター】

なお、この場合、「受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所」とは、次の要件のすべてを満たしている場所をいう。

- ①喫煙場所と非喫煙場所が区画されていること。
- ②喫煙場所であることを明記した標識が掲示されていること。
- ③施設の利用者が通常立ち入らない場所であること。

3. 施行時期等

- (1) 本基本方針の施行時期は、令和元年7月1日とする。
- (2) 指定管理者が管理運営する施設における受動喫煙防止対策についても、本基本方針に準ずるものとする。
- (3) 指定管理者が管理運営する施設において、屋外に喫煙場所を設置して喫煙することができることとする場合には、あらかじめ市と協議するものとする。
- (4) 屋外に喫煙場所を設置することにより喫煙することができる施設であっても、当該喫煙場所が設置されるまでの間は、敷地内はすべて禁煙とする。

改正健康増進法の体系

